

# 国民健康保険（国保）税の納税通知書は 7月中旬に発送します



## ◆ 国保税の納付方法

【普通徴収】 納税通知書または口座振替による納付

【特別徴収】 年金天引き

市税務課より毎年7月中旬に納税通知書または特別徴収通知書などをお送りします。

## ◆ 納付義務者は世帯主

国保税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。そのため、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても世帯の中に国保加入者がいる場合、納税通知書は世帯主に送付することになります。

### 【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階）

TEL 32・3845／FAX 33・3401

## 特例対象被保険者等（非自発的失業者）に 該当する方は国保税が軽減されます (ただし申告が必要です)

下記要件のすべてに該当する方が対象です。

- ◎平成21年3月31日以降に離職された方
- ◎雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- ◎雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次のいずれかに該当する方
  - ⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱

※軽減期間は離職日の翌日の属する年度からその翌年度末までとなります。

## 改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存の住宅において自己負担分30万円以上の右記改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されますので、改修工事終了後3か月以内に市税務課まで申請してください。

※各改修工事の内容にも要件がありますので、詳しくは市税務課固定資産税担当までお問い合わせください。



### 【お問い合わせ・申請先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階）

TEL 32・2115／FAX 33・3401

## ◆住宅耐震改修工事

申請により一定期間、固定資産税額が2分の1減額（1戸あたり120m<sup>2</sup>相当分まで）されます。

【対象】昭和57年1月1日以前に建築された住宅

工事完了時期	減額期間
平成22年1月1日から平成24年12月31日まで	2年度分
平成25年1月1日から平成27年12月31日まで	1年度分

## ◆バリアフリー改修工事

申請の翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸あたり100m<sup>2</sup>相当分まで）されます。

【対象】

- ① 平成19年1月1日以前に建築された住宅
- ② 65歳以上の方、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの者が居住

## ◆省エネ改修工事

申請の翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸あたり120m<sup>2</sup>相当分まで）されます。

【対象】平成20年1月1日以前に建築された住宅